

平成26年度 講じた施策事業の点検・評価シート(毎年度サイクル)

No.	施策事業名称	目的	内容	決算見込額 (千円)	2014年度(H26年度)の取組 ※下段は2013年度(H25年度)の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	これまでの部会での主な指摘事項
					2014年度の取組指標	2014年度の実績 (取組指標に対する結果)	進捗			
<b>I 府民の参加・行動</b>										
1-1	環境情報の発信	「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境モニタリング情報を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」、府の環境の状況や施策情報を提供する「環境白書」のページを開設しています。最近の環境関係の報道提供やハブリックコメント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会等の会議開催状況、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図りました。	-	年間アクセス件数 20万件	ページビュー数(主なページ) 約17万件 <参考> エコギャラリー(総ページビュー数) 6.6万件	☆☆☆	ページビュー数(主なページ)は目標の83%と想定を下回りましたが、エコギャラリーの総ページビュー数は昨年度を上回りました。	今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討し、実施したいと考えています。	・使ainれていない人が楽しめるページにならないのではないか。(2012) ・環境情報の発信の事業の評価理由について、インターネットのアクセス件数が増えた原因をどこまで調べているか。PM2.5の高濃度について府民の関心が高かったことが原因ではないのか。(2014)
					年間アクセス件数 20万件 <参考> 2012年度ページビュー数 エコギャラリー 5.3万件	ページビュー数(主なページ) 約18万件 <参考> エコギャラリー(総ページビュー数) 5.9万件	☆☆☆			
1-2	環境情報プラザ管理運営事業	環境情報の提供、環境学習の機会や場所等を通じて、府民・事業者、環境NPO等各主体の環境保全・環境活動をサポートすること。	環境関連の図書・ビデオ・パネル・チラシ等を提供するとともに、研修室・実験室等を環境NPOなどの活動の場として提供するなど、環境活動の拠点施設として管理運営しました。さらに、大阪環境パートナーシップネットワーク「かけはし」において、環境NPO・自治体等の情報発信を行うとともに、交流会・セミナー等をメンバーとの協働のもとで開催しました。	1,110	・プラザ利用者 15,000人／年 ・環境NPO等との協働セミナー開催 2回	・プラザ利用者:15,825人／年 ・環境NPO等とセミナー開催:2回	☆☆☆	プラザ利用者は研修室、小会議室等の利用者が増加したことにより、目標を若干上回りました。りであり、環境活動を促進できました。	プラザ利用者拡大のため、利用者アンケートによるニーズ把握や環境情報コーナーでの企画展示等により、利用者サービスを向上させます。	・同じ人の複数回の参加により、環境に関心を持つ府民が固定化しているのではないか。(2012)
					・プラザ利用者 15,000人／年 ・環境NPO等との協働セミナー開催 2回	・プラザ利用者:13,621人／年 ・環境NPO等とセミナー開催:2回	☆☆☆			
1-3	アドプト・リバー・プログラムの推進	府内管理河川の一定区間において、地域の団体等と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化等の活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指すこと。	河川管理者(各土木事務所等)、参加団体及び地元市町村の三者が、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容等を定めて協定を結び、協力して河川の一定区間の美化活動を継続的に行いました。 (2001年7月から実施)	1,053	美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動等を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図ります。 【参考】2013年度新規認定団体数 6団体 2014年3月末時点で198団体を認定	2014年3月現在において、198箇所において45,538名が活動に参加 2014年度の新規認定団体数 6団体	☆☆☆	概ね想定通りの規模で活動ができました。	引き続き、活動の推進に取り組みます。	・「笑動OSAKAの推進」と「アドプト・リバー・プログラム」は、施策目標達成のための必要性からすると、1つの事業とすべきではないか。そのような施策と事業の位置づけについて、今後、計画内容を検討する際に留意されたい。(2013)
					美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動等を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図ります。 <参考> 認定団体数 15団体(2012年度)	2013年度8月現在において、194箇所において45,071名が活動に参加 2013年度の新規認定団体数 6団体	☆☆☆☆			
1-4	環境教育等の推進	家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場において、府民・民間団体・事業者等様々な主体による環境学習や環境保全活動を推進すること。	「環境教育等行動計画」に基づき、情報基盤の充実と連携の強化、人材育成・人材活用、場の提供・学習機会の提供、教材・プログラムの整備と活用、協働取組の推進・民間団体等への支援、普及啓発の6つの柱のもと関連施策による環境学習と環境保全活動を推進しました。	-	全庁で取り組む環境教育施策数 170施策	全庁で取り組む環境教育施策数 178施策(2013) ※2014年度の施策数は2015年度下半期に集計。	☆☆☆	概ね想定通りの施策数を実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。	-
					全庁で取り組む環境教育施策数 180施策	全庁で取り組む環境教育施策数 171施策(2012年度) ※2013年度の施策数は2014年度下半期に集計。	☆☆☆ (2012年度のデータで評価)			

1-5	「豊かな環境づくり大阪行動計画」推進事業	府民団体、事業者団体、行政等の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。	大阪府環境基本条例に基づき設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、府の「ローカルアジェンダ21」である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、府民団体、事業者団体、行政等の協働により、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施しました。	2,284	・府民会議の開催:企画委員会2回、総会2回 →2014年度の共通テーマ、重点行動、実施事業等を審議し、構成団体の実践活動の具体的指針となる「行動計画」を策定。特に2014年度は節電の取組みを重点的に実践することとしました。 ・2014年度版「行動計画」の作成・配布(300部) ・実践活動の実施 「発掘！おおさかエコ事典」事業 「環境壁紙コレクション」事業 「おおさか環境賞」顕彰 環境にやさしい買い物キャンペーン 等	☆☆☆	府民会議総会を2回開催し、大阪行動計画の策定、事業実施につなげました。特に当面は次代を担う若い世代をターゲットにした取組みを、重点的に進めます。	構成団体にとってより魅力ある会議とすべく、府民会議主体事業の充実を図ります。	-	
					・府民会議の開催:企画委員会2回、総会2回 →2013年度の共通テーマ、重点行動、実施事業等を審議し、構成団体の実践活動の具体的指針となる「行動計画」を策定。特に2013年度は節電の取組みを重点的に実践することとしました。 ・2013年度版「行動計画」の作成・配布(300部) ・実践活動の実施 「発掘！おおさかエコ事典」事業 「環境壁紙コレクション」事業 「おおさか環境賞」顕彰 環境にやさしい買い物キャンペーン 等	☆☆☆				
1-6	おおさか生物多様性パートナー協定の推進	生物多様性保全活動に取り組む企業を支援することで、企業価値の向上及び生物多様性保全の普及を図る。	生物多様性保全活動に取り組む企業を府及び大学・試験研究機関等が連携して支援するとともに、府が当該企業のPRや推薦を行いました。これにより、企業の自主的な生物多様性保全活動を促し、企業価値の向上を図るとともに、生物多様性保全の重要性、必要性の普及を推進しました。	-	新規協定締結件数 2件	新規協定締結件数 1件	☆☆☆	大阪府立大学や環境農林総合研究所と連携し、情報収集や制度の周知を行い、4社と協定締結に向けた協議を行うなど、府内企業の生物多様性保全の取組みを促進することができました。	協議中の企業に対し協定締結に向けて働きかけるとともに、参画を希望する企業を増やすため、本制度のPRをさらに進めます。	-
					-	-	-			
1-7	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びました。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。	-	参加事業者等の拡大を目指すとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。	新規参加事業者2団体、協定更新事業者4団体	☆☆☆	参加事業者数を拡大しました。また、2014年度に協定期間の満期を迎える事業者は合計で4団体でしたが、4団体とも協定を更新し、活動継続の促進ができました。	引き続き、参加事業者の拡大および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。	-
					-	-	-			
1-8	笑動OSAKAの推進	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現する。	笑顔と感謝をキーワードに、協働の輪を更に広げる『笑動OSAKA』を展開中です。産・公・民・学の連携による地域活動や交流活動に加えて、誰もが参加でき、参加した効果を実感できる府民参加型の取組みとして、笑動リサイクルプロジェクト(※)を展開するなど、府民ひとり一人に対し、行動を変化を促しました。  (※笑動リサイクルプロジェクト:企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで製作したトイレットペーパーやノートの売上の一部が地域に還元される地域支援も兼ねた新たな企業協働)	-	古紙排出企業・学校等を増やすと共に、学生が古紙を回収する⇒大阪の企業が製紙化・商品化・販売する⇒学生が購入する(持つことがステータスになる)仕組みを確立し、その仕組みを可視化する。	・アドプト活動 2014年度末の認定団体数約640、活動人員数約65,000人  ・笑動リサイクルプロジェクトでは、地域活動に取組む学生等による「クリーンサポーター」が古紙回収に取組みました。(2014年度の古紙回収量は約94t)	☆☆☆	アドプト活動やそれら団体をつなぐ地域協働交流会(2014.7.18～21の期間、水都OSAKAで開催)等を開催することにより、着実に笑動OSAKAを推進することができます。	引き続き、活動の推進に取組みます。	・同じ人の複数回の参加により、環境に关心を持つ府民が固定化しているのではないか。(2012) ・「笑動OSAKAの推進」と「アドブト・リバー・プログラム」は、施策目標達成のための必要性からすると、1つの事業とすべきではないか。そのような施策と事業の位置づけについて、今後、計画内容を検討する際に留意されたい。(2013) ・事業の目標を掲げる際、第三者が客観的に見て測定可能な数値を数値目標として掲げるべき。そうでなければ定性的な目標とすればよい。アドプト活動の参加団体数・参加人数は、第三者が検証できないので、他の指標が良いのではないか。(2013)
					古紙排出企業・学校等を増やすと共に、学生が古紙を回収する⇒大阪の企業が製紙化することで、生み出された資金の一部を地域に還元される仕組みを可視化する。	・アドプト活動 2013年度末の認定団体数約640、活動人員数約60,000人  ・笑動リサイクルプロジェクトについては、地域活動に取組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取組みました。(2013年度の古紙回収量は約110t)	☆☆☆			

II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

2-1-1	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導	エネルギーを多く使用する事業者の温室効果ガスや人工排熱の排出抑制等を行うこと。	<p>「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。</p>	122	<p>特定事業者の温室効果ガス排出量を2013年度比1%削減 【参考】条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 約900事業者(2013年度)</p>	<p>・届出事業者数の約7割を占める、2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までを計画期間とする事業者については、2013(平成25)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011(平成23)年度から4.7%削減(年平均2.4%削減) CO2排出削減量(2013年度):81.8万t-CO2 ※前年度(2014(平成26)年度)実績は届出期限が8月末であるため、毎年度9月以降に集計します。 &lt;参考&gt; 条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 899事業者(2014年度)</p>	☆☆☆☆ (2013年度のデータで評価)	<p>届出指導、現地調査による助言、対象事業者に対する節電呼びかけ等を行うことにより、特定事業者の温室効果ガス排出削減を図ることができました。</p>	<p>引き続き、審査者の知識の向上を計り、きめ細やかな指導により温室効果ガス削減の取り組みを進めます。</p>	<p>・事業者の温室効果ガス排出量は、環境省のガイドラインに従った係数による実排出量と、事業者の取組の強度が測れるよう固定した値による排出量と、2つおりの数字を出していただきたい。(2013)</p>
					<p>特定事業者の温室効果ガス排出量を2012年度比1%削減 &lt;参考&gt; 条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 790事業者(2012年度)</p>	<p>・届出事業者数の約8割を占める、2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までを計画期間とする事業者については、2012(平成24)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011(平成23)年度から2.4%削減(年平均0.8%削減) CO2排出削減量(2012年度):41万t-CO2 ※前年度(2013(平成25)年度)実績は届出期限が8月末であるため、毎年度9月以降に集計します。 &lt;参考&gt; 条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 763事業者(2013年度)</p>	☆☆☆ (2012年度のデータで評価)			
2-1-2	省エネ行動の普及啓発事業	温室効果ガス排出量が増加傾向にある家庭部門の排出削減を進めるため、府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。	<p>省エネの取組みを紹介したホームページ『省エネ生活のすすめ』や節電の取組みをまとめた『節電ポータルサイト』により積極的に情報発信とともに、エコアクションキャラクター『モットちゃん、キットちゃん』をイベント等で活用するなど、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけました。また、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援しました。</p>	84	<p>・家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施 【参考】エコアクションキャラクター 2012年度のイベント等での活動回数:32回</p>	<p>・Webサイト「省エネ生活のすすめ」「節電ポータルサイト」、イベント出展等による、家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いるなど、府主催のイベント等において環境啓発活動の実施 【参考】・イベント等での活動回数 23回(2014年度) ・地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:1回</p>	☆☆☆	<p>府主催のイベント等において、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を呼びかけました。また、地球温暖化防止活動推進員に対して研修会を実施し活動を支援しました。</p>	<p>新たに小学校等を対象にしたエネルギー関連施設見学会や出前講座の実施に取り組むなど、広く府民に環境配慮行動の必要性と実践を積極的に呼びかけていきます。また、地球温暖化防止活動推進員による自主的な活動を支援していきます。</p>	-
					<p>・家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施 &lt;参考&gt; エコアクションキャラクターの2011年度のイベント等での活動回数:34回</p>	<p>・Webサイト「省エネ生活のすすめ」「節電ポータルサイト」、イベント出展等による、家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施 イベント等での活動回数 39回(2013年度)</p>	☆☆☆☆			
2-1-3	省エネ・省CO2相談窓口の設置・運営	中小事業者の取組支援を通じて省エネ・省CO2を推進すること。	<p>中小事業者が安心して気軽に相談できる省エネ・省CO2相談窓口を設置し、省エネ診断等により省エネ・省CO2の取組みを支援しました。また、セミナーの開催やホームページによる省エネ技術の情報発信や、業界団体と連携した普及・啓発等を行いました。</p>	-	<p>・省エネ診断件数 30件 ・セミナー開催回数 2回</p>	<p>省エネ診断件数:43件 セミナーの開催:2回 研修会等における講演:5回</p>	☆☆☆☆	<p>省エネ診断、セミナー等開催を通じて、中小企業の省エネ・省CO2対策の普及促進を図ることができました。</p>	<p>引き続き、おおさかスマートエネルギーセンター、環境農林水産総合研究所と連携して、中小事業者の省エネルギーの取組支援を行います。</p>	-
					<p>・府内の中小事業者からのCO2排出量削減 ・省エネによる中小事業者の経営コスト削減 ・省エネ診断件数30件</p>	<p>省エネ相談件数:47件 省エネ診断件数:34件 セミナーの開催:2回 研修会等における講演:3回</p>	☆☆☆☆			

2-1-4	エコカー普及促進事業	2020年度までに大阪府内の自動車の2台に1台(約180万台)を排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ないエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	<p>「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、電気自動車等の多様なエコカーの普及を推進する「大阪エコカー協働普及サポートネット」に参加する民間企業、関係団体、国の出先機関、地方公共団体が官民協働でエコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー展示会・試乗会の開催 10回</li> <li>・ホームページ・メールマガジンによる情報発信</li> </ul> <p>【参考】200V普通充電設備:326基(府補助分95基) (2013年7月現在:大阪府把握分)</p> <p>エコカー展示会・試乗会:11回(2012年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー展示会・試乗会 2回</li> <li>・ホームページやメールマガジンによる情報発信</li> </ul> <p>ホームページアクセス数 1.4万回 メールマガジン発行回数 15回 メールマガジン登録数 1,689名</p> <p>&lt;参考&gt; 府内におけるエコカー保有台数 70.6万台(2013年度) ※2014年度台数は2015年12月確定予定</p>	☆☆☆	大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、府内エコカー普及台数は、2015年度の中間目標を達成しました。	2020年度の目標達成に向けて、今後も引き続き、大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。
2-1-5	公共交通戦略に基づくCO2排出負荷の低い公共交通への転換	自動車からCO2排出負荷の低い公共交通への利用転換を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	<p>2014年1月に策定された「公共交通戦略」の以下の3つの方向性の取組みを推進し、自動車から公共交通への利用転換を図りました。</p> <p>①鉄道ネットワークの充実(広域拠点へのアクセス性を向上など)</p> <p>②公共交通の利便性向上(利用者の視点にたつた乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実、連続立体交差事業等による安全性の向上など)</p> <p>③公共交通の利用促進(自動車交通が地域に与える影響や観光・商業・まちづくりなど、様々な主体と連携した取組みや啓発活動など)</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略4路線の推進(なにわ筋線、なにわ筋線の事業化に向けた検討調査、大阪モノレール延伸の事業化に向けた検討、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸)</li> <li>・連続立体交差事業の推進</li> <li>・利用促進キャンペーンの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略4路線の推進として、なにわ筋線の事業化に向けた検討調査、大阪モノレール延伸の事業化に向けた検討、北大阪急行延伸の都市計画等の法手続きを実施した。</li> <li>・連続立体交差事業として、近畿奈良線の高架化切換えを完了させた。</li> <li>・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施した。</li> </ul>	☆☆☆	おおむね想定どおり、施策を実施した。	引き続き、施策の実施に努める。
2-1-6	建築物の環境配慮制度の推進	現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するために、建築主による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	<p>「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定建築主(延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上の特定建築物を新築等しようとする者)に対し、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標章(大阪府建築物環境性能表示)の表示を義務付け、必要な指導・助言を行いました。</p> <p>あわせて他の模範となる特に優れた取組みを行った建築物を、「サステナブル建築賞」として表彰しました。</p> <p>また、上記条例の改正を行い、以下の内容を追加しました。(2015年4月1日より施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建築物を新築・増改築する場合に再生可能エネルギーの導入検討を義務化</li> <li>・10,000m<sup>2</sup>以上の建築物(非住宅)を新築・増改築する場合に、省エネ基準(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項の判断の基準)への適合を義務化</li> </ul> <p>これらの制度を推進し、建築物の環境配慮に関する取り組みを促進しました。</p>	1,316	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2削減等環境に配慮した建築物の推進</li> <li>・上記条例の改正に伴う規則の改正</li> <li>・大阪府建築物環境配慮制度及び同制度の条例改正に伴う制度の周知説明会等を4回開催しました。</li> <li>・大阪府建築物環境配慮制度及び同制度の条例改正に伴う制度の周知説明会等を開催</li> </ul>	<p>・「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正に伴い規則、環境性能表示ラベル、マニュアルの改正を行いました。</p> <p>・大阪府建築物環境配慮制度及び同制度の条例改正に伴う制度の周知説明会等を4回開催しました。</p> <p>・大阪府と大阪市で環境配慮に優れた建築物の表彰式を一本化し実施するとともに受賞者のプレゼンテーションや受賞作品のパンフレットの作成・配布を行い、一般の府民への制度普及啓発を行いました。</p>	☆☆☆☆	「府温暖化の防止等に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることできました。 また、表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組みました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発ができます。

2-1-7	府庁の省エネ行動への取組み	府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出削減やエネルギー使用量削減に取り組むこと。	「温暖化対策ふちょうアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～」、「大阪府節電実行方針」に基づき、府自らが率先して温室効果ガス削減やエネルギー使用量削減の取組みを継続的に推進しました。また、これらの取組みを着実に進めるため、府独自の環境マネジメントシステムを運用しました。	132	府内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比1%（「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として）	アクションプラン等に基づき、府庁の事務事業における温室効果削減の取組みを積極的に取り組んでいるところです。（排出量については8月頃に集計予定です）	☆☆☆	今後も、事務事業における温室効果ガス排出削減・エネルギー使用量削減に努めることが必要であると考えます。	引き続き、事務事業の省エネルギーに関する周知を行い、温室効果ガス排出削減・エネルギー使用量の削減に努めます。	
					府内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比1%（「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として）	説明会の開催 6回 節電実績 夏：オフィス系の職場で2010年度比約26%（目標15%）の削減 冬・オフィス系の職場で2010年度比約17%（目標10%）の削減	☆☆☆			
2-1-8	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指す。	2013年4月から、大阪府市が共同し、エネルギー政策の推進拠点として設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民・事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス</li><li>・太陽光パネル設置普及啓発事業</li><li>・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング</li><li>・都市インフラ活用型技術実証実験事業</li><li>・BEMS普及啓発事業</li></ul>	3,866	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:122件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演48回	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、「おおさかスマートエネルギーセンター」の周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談701件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	引き続き、2014年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、エネルギーの地産地消を目指した様々な施策・事業を、「おおさかスマートエネルギーセンター」において着実に実施していきます。	
					省エネの推進、再生可能エネルギーの普及拡大	2013年4月に新設した「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民・事業者からの創エネ・省エネ等に関する様々な相談などに、ワンストップで対応するとともに、府有施設の屋根貸し公募など各種マッチング事業や、各種セミナー開催などを実施しました。  ・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:55件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演23回	☆☆☆			
2-1-9	大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業	災害に強く、低炭素な地域づくりを推進する。	大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）を活用し、地域の防災活動の拠点となる府有施設や府内市町村・民間事業者の施設に太陽光パネルや蓄電池等の導入を進めました。	617,819	再生可能エネルギー、蓄電池等の導入促進	市町村・民間施設を対象に公募を実施※3ヵ年（2013～2015）の導入予定施設（2015.5月末）：計102施設（府10、市町村90、民間2）	☆☆☆☆	地域の防災拠点や避難所等に、太陽光パネルや蓄電池、高効率照明等の導入を進めることができます。 ※2014年度末導入実績:38施設（20市町）	2015年度が最終年度になりますが、引き続き、本基金を最大限活用していきます。	
					—	—	—			
2-1-10	創エネ設備及び省エネ機器設置等に係る初期費用軽減のための融資事業	府域における太陽光発電設備や、省エネ機器の普及促進を図る。	金融機関との連携により、住宅用太陽光パネルや省エネ機器等の設置に必要となる資金の融資を行いました。 ・融資対象:府内居住者 ・対象設備(工事):太陽光発電設備、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ式電気給湯器及びこれらを併せて設置する太陽熱利用設備、蓄電池、照明設備や冷暖房設備等の省エネ化工事、屋根・天井・壁・床・窓等の断熱化工事 ・融資利率:年1.0%（固定）・融資期間:10年・融資限度額:300万円 ※24年度及び25年度から実施中の太陽光パネル設置に係る初期費用軽減のための融資事業は、府民に資金を融資した金融機関に対し、引き続き、資金の預託を行いました。	317,000	融資予定件数:400件	融資実績:116件	☆☆	融資件数が伸び悩んだ理由としては、府民への広報・PRが不足し、融資事業の認知度が上がらなかったことが主な原因であると認識しています。	引き続き、太陽光パネルの販売店などとタイアップした広報・PRに取り組むとともに、自宅に設置可能なパネルの発電量や府融資事業を利用した場合の返済シミュレーションなどの様々な情報を一元的に確認できるシステムをHP上に新たに開設するなど、本制度の利用促進に取り組んでいきます。	・低炭素のための施策について、CO2排出量削減量で効果を示されたい。道路照明のLED化、創エネ設備及び省エネ・省CO2機器設置等に係る初期費用軽減のための融資事業など。（2014）・意見として、国もFITが入って整備が軌道に乗るよう助走中であり、府のニーズに合った施策を探るトライアルの期間と考えられるため、この施策と予算枠は確保して行って欲しい。（2014）
					融資予定件数:個人向け500件、事業者向け100件	融資実績:個人向け133件、事業者向け4件	☆			

2-1-11	府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業	<p>「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、府有建築物の屋上屋根を貸し出して、民間事業者の資金により太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。</p> <p>府有建築物の屋根、屋上への太陽光パネル設置条件や公募方法、合理的な契約方式等について、検討・調査し整理を行いました。現地調査等により設置可能と判断される施設を抽出し、パネル設置事業者の公募を行いました。</p>	502	陸屋根に加え、勾配屋根等にも公募対象施設の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸屋根に加え、勾配屋根等に対応した、太陽光パネル設置基礎工法を7社23工法について、大阪府の標準的な基礎設置工法として認定しました。(既に認定分を併せて9社29工法)</li> <li>勾配屋根等を含めた8施設を太陽光パネル設置事業者公募を行い、6施設(枚方支援学校・むらの高等支援学校、摂津支援学校、貝塚高等学校、砂川厚生福祉センター、豊中上津島住宅)について事業者を決定しました。</li> </ul> <p>【2013年度～8施設で事業化】</p> <p>・2013年度に事業者選定した、2施設について、8月に発電開始しました。</p>	☆☆☆☆	勾配屋根等の施設を公募対象として拡大するなど工夫した結果、昨年度を上回る、6施設について事業者を決定できました。	引き続き、対象施設の拡大、公募条件の検討を行い、普及拡大に取り組みます。	-	
				防水への影響等課題整理を行い、モデル事業を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネル設置基礎工法を提案公募し、防水性の確保、構造・耐風荷重の安全性、及び耐候性が確認できた5社7工法について、大阪府の標準的な基礎設置工法として認定しました。</li> <li>基礎設置工法を認定工法又は在来工法とする条件に、太陽光パネル設置事業者公募を行い、3施設(春日丘高校、泉南支援学校、南大阪高等職業技術専門校)について、事業者を決定しました。</li> </ul>	☆☆☆				
II-2 資源循環型社会の構築										
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	<p>大阪府循環型社会推進計画に定めたリサイクルや廃棄物の減量化等に係る目標を達成すること。</p> <p>2011年度末に策定した循環型社会推進計画に基づき、府内における資源の循環的利用を促進し、再生利用率の向上、最終処分量の削減等を進め、これらの指標の全国ワースト1からの改善を目指しました。</p> <p>また、市町村の主体的な取組みを支援するための情報提供をはじめとする施策を総合的に実施しました。</p>	-	計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物 2015年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向かわせて、最終処分量を35万トンに削減する。</li> <li>産業廃棄物 2015年度に産業廃棄物の排出量を1,565万トンに抑制するとともに、再生利用率を35%に向かわせて、最終処分量を49万トンに抑制する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表</li> <li>施策事業の推進に係る情報交換のため、府内市町村及び産業廃棄物規制所管行政の連絡会議の開催</li> <li>産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導</li> <li>建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施</li> <li>優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表</li> </ul>	☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組みに関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進しました。 今後の課題としては、資源化可能なごみを焼却しないなど、さらに3Rを進めていくことが必要となっています。	現計画は今年度で計画期間が終了するため、2016年度～2020年度を計画期間とする次期計画を策定します。 次期計画の策定に当たっては、社会情勢の変化やこれまでの取組みの進展、課題を踏まえながら、検討を進めていきます。	-
				計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物 2015年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向かわせて、最終処分量を35万トンに削減する。</li> <li>産業廃棄物 2015年度に産業廃棄物の排出量を1,565万トンに抑制するとともに、再生利用率を35%に向かわせて、最終処分量を49万トンに抑制する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表</li> <li>施策事業の推進に係る情報交換のため、府内市町村及び産業廃棄物規制所管行政の連絡会議の開催</li> <li>産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導</li> <li>建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施</li> <li>優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表</li> </ul>	☆☆☆			
2-2-2	再生品普及促進事業	<p>資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。</p> <p>生産段階における循環資源(廃棄物等)の利用を促進し、資源のリサイクルをより一層進めるとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、府内で発生した循環資源を利用し、日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、一定の基準を満たすものを2004年度から「なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)」として認定しました。</p>	623	なにわエコ良品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回の認定を実施する。(認定申請受付は6月、11月(予定)) 【参考】2013年10月1日現在の認定製品数は269製品。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出演</li> <li>年2回の認定を実施(2015年3月1日現在の認定製品数は276製品)</li> </ul>	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及・PR等の実施により、製品の認定数は増加しました。</li> <li>府環境審議会において、より質の高いリサイクルを推進する観点などから制度のあり方について検討しました。(2015年3月部会報告取りまとめ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境審議会からの答申(2015年6月)を踏まえ、制度の見直しを実施します。</li> <li>認定製品の認知度の向上のため、さらに普及・PRの取組みを推進します。</li> </ul>		
				-	-	-				

2-2-3	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2013年度公表状況 ・産業廃棄物処理計画 276件 ・産業廃棄物処理計画実施状況報告 259件 ・特別管理産業廃棄物処理計画 99件 ・特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 98件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表した。 【参考】2014年度公表状況 ・産業廃棄物処理計画 259件 ・産業廃棄物処理計画実施状況報告 264件 ・特別管理産業廃棄物処理計画 88件 ・特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 87件</li> </ul>	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表に努めます。	
					-	-	-			
2-2-4	容器包装リサイクルの推進	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、「第7期大阪府分別収集促進計画(2014~2018年度)」の円滑な実施を図りました。また、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めるなど、市町村に対する技術支援を行いました。	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、「第7期大阪府分別収集促進計画(2014~2018年度)」の円滑な実施を図りました。また、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めるなど、市町村に対する技術支援を行いました。	90	<p>以下の2018年度の容器包装廃棄物に係る目標の達成のために必要な取組みを推進する。        -排出量:44万トン        -分別収集量:34万7千トン</p>	<p>府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表        -分別収集量:16万7千トン(2013年度実績)        2014年度実績については現在取りまとめ中</p>	実績取りまとめ中			
					-	-	-			
2-2-5	PCB廃棄物適正処理の推進	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。	<p>PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に処理施設を建設し、2006年から稼動しています。        引き続き、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、PCB廃棄物を保管している事業場やPCBを含む機器を使用している事業場への立入検査をさらに充実することより、PCB廃棄物等の適正管理の徹底を図りました。        また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するPCB廃棄物処理費用を軽減しました(これまで積み立てた基金の残高により助成事業に支障がないため、2014年度は、基金への拠出は行いませんでした)。</p>	-	<p>府内におけるPCB廃棄物(現在、中間貯蔵・環境安全事業株大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限る)の処理進捗率の向上        【参考】        2014年9月末:86%(2013年9月末現在:79%)        (いすれも中間貯蔵・環境安全事業株への登録台数に占める割合)</p>	<p>中間貯蔵・環境安全事業株 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率        2015年3月末: 86.7%</p>	☆☆☆			
					<p>府内におけるPCB廃棄物(現在、日本環境安全事業株大阪事業所の処理対象である高圧機器等に限る)の処理進捗率        (日本環境安全事業株への登録台数に占める割合)        2013年9月末:76%        &lt;参考&gt;        2013年3月末:71.8%</p>	<p>JESCO大阪事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率        2014年3月末: 78.9%</p>	☆☆☆	目標どおり高圧機器等の処理は進捗しました。	引き続き、PCB廃棄物の適正処理の推進、及び適正管理の徹底を図ります。	
2-2-6	産業廃棄物の適正処理の徹底	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止・早期発見を図ること。	排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けて指導の徹底を図りました。また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向け、隨時のパトロールによる監視・指導など警察等と連携しながら、法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。	14,838	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物の分別排出等、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進</li> <li>・廃棄物の適正処理推進のため、電子マニフェストの普及等を促進</li> </ul> <p>【参考】不適正処理件数 286件(2013年度) 新規事業は年内に75%以上解決</p>	<p>不適正処理件数        •2014年度に対応した不適正処理事案は、継続事業と新規事業を合わせて310件でした。        •2014年度新規事業については、当該年度中に70%以上解決しました。        •継続事業についても、着実に取組みを行ってきた結果、減少しています。</p>	☆☆☆			
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物の分別排出等、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進</li> <li>・廃棄物の適正処理推進のため、電子マニフェストの普及等を促進</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;        不適正処理件数 307件(2012年度→2013年度)        307件→286件        •2013年度新規事業については、当該年度中に75%以上解決しました。        •継続事業についても、着実に取組みを行ってきた結果、減少しています。</p>	<p>不適正処理件数        (2012年度→2013年度)        307件→286件        •2013年度新規事業については、当該年度中に75%以上解決しました。        •継続事業についても、着実に取組みを行ってきた結果、減少しています。</p>	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は減少しています。また、新規事業の解決率は70%以上を維持しています。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。	

2-2-7	廃棄物最終処分場の適正管理等	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保をすることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体等と協力し、事業促進に努めます。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。	117,610	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進</li> <li>・堺第7-3区の適切な維持管理</li> </ul>	<p>・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等、事業促進を図りました。</p> <p>・また、2014年5月に判明したダイオキシン類の受入基準を超える廃棄物(ばいじん処理物)がフェニックス処分場に搬入されていた事案に対応するため、フェニックスセンターからの報告を受け直ちに周辺環境への影響がないことを確認するとともに、再発防止に向けた取組みを促進しました。2015年3月には、センターにおいて廃棄物の適正な受入のための体制の強化が図されました。</p> <p>・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。さらに、南海トラフ巨大地震への備えとして、護岸の耐震性調査を実施しました。</p>	☆☆☆	<p>・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進するとともに、受入基準の超過事案への対応等を進めることができました。</p> <p>・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。護岸の耐震性調査については、廃棄物の漏れは生じないとの結果が得られました。</p>	<p>・引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の早期具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。</p> <p>・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。</p>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪湾圏域広域処理場の延命化を含めた整備事業の促進</li> <li>・堺第7-3区の適切な維持管理</li> </ul>	<p>・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業促進を図りました。また、新たな埋立ては止めて「処分場全体を廃棄物で積み上げ、森にすべき」との議会提案(2012.9代表)を受け検討した結果、「容量が少なく、費用面から効果的方策とは言い切れない」との結論に至ったことから、次期フェニックス計画に向けて早期具体化を目指すこととなりました。</p> <p>・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、護岸を計画的に補修していくために、2011年度に実施した護岸の現況調査の結果を踏まえ、補修が必要な泊地側護岸の被覆防食工事を行ったほか、フェンスの維持補修等を行いました。</p>	☆☆☆			

### II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

2-3-1	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	天然記念物の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと同種を用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性の重要性についての理解を深めること。	府に生息する天然記念物の淡水魚イタセンバラは、2005年度以降、生息が確認されていませんでした。そこで、2011年度及び2013年度、環境農林水産総合研究所水生生物センターでは、国土交通省・淀川河川事務所と共に、当センター内で保存しているイタセンバラを淀川に放流し野生復帰を試みました。2014年度は、放流群の自然での繁殖状況の確認、繁殖に必要な二枚貝の生息状況調査、生息に脅威を与える外来生物の生態や駆除及び魚病に関する調査研究を行いました。また、同センター内のビオトープ池にイタセンバラを放流し、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性の重要性について普及啓発を図りました。	544	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認</li> <li>・観察会(1回、117人)、出前講座(2回、100人)</li> </ul>	<p>・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。</p> <p>・2011年度放流水域では野生復帰状態が維持されていることを確認しました。また、2013年に公開放流を実施した水域においても自然繁殖が確認されました。</p> <p>・イタセンバラの観察会(1回実施)は雨天中止となりました。小中学校の出前授業(2回実施)では120名、出張展示(1回実施)では約180名に生物多様性の重要性を啓発しました。</p> <p>・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(17回実施)に延約1,600名が参加しました。</p>	☆☆☆☆	<p>イタセンバラの野生復帰の状態が引き続き維持され、野生復帰の取組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。</p>	<p>引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。</p>	<p>・イタセンバラは淀川の象徴的な魚なので、すばらしい成果だと思います。(2013)</p>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認</li> <li>・観察会(1回、117人)、出前講座(2回、100人)</li> </ul>	<p>・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。</p> <p>・自然でのイタセンバラの繁殖を確認しました。個体数が倍増し、2012年度に確認した野生復帰状態が維持されていることを確認しました。</p> <p>・イタセンバラの観察会(1回実施)では117名、小中学校の出前授業(2回実施)では100名、出張展示(1回実施)では約200名に生物多様性の重要性を啓発しました。</p> <p>・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(13回実施)に延約1,600名が参加しました。</p>	☆☆☆☆			
2-3-2	生物多様性保全のための普及啓発推進支援	生物多様性保全に関する府民理解の向上のため、教員や企業の環境担当者等を対象とした、府内の生物多様性の状況を盛り込んだ生物多様性研修用プログラムを作成すること。	府内の生物多様性の現状(希少な生物や残された貴重な自然環境など)や課題、保全活動の取組み、外来種への対策などを盛り込んだ教員や企業の環境担当者向けの「生物多様性研修用プログラム」を作成し、普及啓発を推進しました。	896	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性研修用プログラムの作成 3,000部</li> </ul>	<p>・プログラムに加え、環境教育の現場すぐ活用できるプログラム実践シートや講義用のパワーポイントデータを整備しました。</p> <p>・プログラムの開発段階で行った生物多様性セミナーに、102名の企業等担当者の参加がありました。</p> <p>・プログラムの配布には、ホームページを活用することとし、冊子の作成は、1000部としました。</p>	☆☆☆☆	<p>・生物多様性に取組む企業の掘り起しや、ニーズの把握ができました。</p> <p>・今後多様な主体が生物多様性保全に取組むためのプログラムを作成・公表することができ、学校や企業での理解促進を図ることができました。</p>	<p>・プログラムの検証及び地域の自然環境に応じた実践を目的に、学校等でプログラムを実施して、普及啓発に努めます。</p>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動マニュアルの作成 1,000部</li> <li>・マニュアルを活用した活動実績 5箇所</li> </ul>	<p>・保全活動マニュアルの作成 2,000部</p> <p>・マニュアルを活用した活動実績 5箇所</p>	☆☆☆			

2-3-3	共生の森づくり活動の推進	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場跡地において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	自然の少ない大阪ペイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	5,987	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	参加人数:2,006人／年 多様な自然環境の創出:1ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるように、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。		
					・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	参加人数:1,742人／年 多様な自然環境の創出:1ha	☆☆☆				
2-3-4	多奈川ビオトープ保全活動の推進	関西国際空港二期工事土砂採取跡地において整備されている岬町多奈川多目的公園内において、自然再生(ミニゲーション)のため整備したビオトープで、府民や企業等との協働による自然環境保全活動を支援すること。	多奈川多目的公園(いきいきパークみさき)内のビオトープにおいて、生物多様性の重要性に关心を持つ機会を、府民・企業等に提供するため、ハイキング等の自然体験イベントや自然環境保全活動を実施しました。	1,137	・ハイキングイベント1回 自然観察イベント6回 ・イベント及び自然環境保全活動参加者数 300人	・ハイキングイベント1回 自然観察イベント6回 ・イベント及び自然環境保全活動参加者数 347人 ・府民対象の自然観察イベントの実施に伴い、観察路等の改良を行い、イベント参加者の安全確保を実施。	☆☆☆	多奈川ビオトープを活用し、府民や企業に生物多様性保全について、知りたい方の機会を提供できました。	自然観察会等の運営により、引き続き多くの府民等が生物多様性保全の取組に参加できるイベントや活動を実施します。		
					-	-	-				
2-3-5	森林資源モニタリング調査(ナラ枯れ被害地調査)	府内におけるナラ枯れ被害地について、被害状況や被害発生後の荒廃等の状況を現地調査することで、被害林の効果的な回復方法を明らかにするとともに、森林病害虫等防除事業の効果的実施に活用すること。	カシノナガキクイムシ(カシナガ)によるナラ枯れ被害は、北摂地域で2009年度に確認されて以降年々被害地域が南に拡大し、2014年度には河内長野市域に及びました。カシナガは、コナラ等のブナ科樹木に寄生するキクイムシ(甲虫)で、成虫が運ぶカビの一種が樹体内で繁殖すると、樹木が防御物質を生産しその物質が導管を塞ぐため、夏に水切れをおこして樹木が枯死します。府内のナラ枯れ被害地域では、被害木の伐倒くん蒸処理等の防除対策を、国庫補助事業等を活用しながら講じていますが、未だ収束には至っていません。そのため、被害状況や植生回復の経年変化について調査し、被害林の効果的な回復方法や効果的な駆除方針を把握するため、2009年度の被害地でモニタリング調査を実施してきました。	1,026	激害地を中心に、被害発生状況及び被害跡地の植生回復をモニタリングします。	ナラ枯れ被害地において、被害発生の経年変化の状況を調査するとともに、被害木の落枝や倒木状況、表土の浸食状況等を調査しました。その結果、穿孔被害は継続していますが、調査区内での新たな枯損木の発生はなく、表土の流亡等の影響も認められませんでした。枯損後1年以上の枯損木と穿孔被害を受けたものの生存している被害木の一部に、落枝が見られました。	☆☆☆		2014年までのモニタリング調査において被害状況や植生回復の経年変化についての知見は収集できました。今年度は計画期間の最終年度であり、6年間の経年変化をまとめて解析することで被害林の回復手法や防除事業の効果的実施に係る指針(案)を作成します。		
					激害地を中心に、被害発生の経年変化を明らかにするとともに、防除対策後の植生回復を調査します。	ナラ枯れ被害地において、被害発生の経年変化の状況を調査するとともに、被害木の落枝や倒木状況、表土の浸食状況等を調査しました。その結果、穿孔被害は継続していますが、調査区内での新たな枯損木の発生はなく、表土の流亡等の影響も認められませんでした。枯損後1年以上の枯損木と穿孔被害を受けたものの生存している被害木の一部に、落枝が見られました。	☆☆☆		取組指標については想定どおりの経年変化に関する知見を得ることができました。		
2-3-6	大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進	府内の生物多様性に知見を有する大学、研究機関、活動団体、行政等により設立した「大阪生物多様性保全ネットワーク」を活用して、府域の生物多様性保全に係る取組を行うこと。	府域の生物多様性の現況把握等を行うとともに生物多様性保全の重要性について普及啓発しました。	-	新しいレッドリストを盛り込んだ生物多様性ガイドブックを活用し、普及啓発活動を行う。	府民対象のイベント等で、レッドリスト等を活用した普及啓発を行いました。 ・主なイベント 多奈川ビオトープハイキング303人 生物多様性協働フォーラム419人 生物多様性セミナー102人 自然史フェスティバル約23,000人	☆☆☆		生物多様性ガイドブックを活用し、普及啓発活動に努めました。	生物多様性ガイドブックを活用し、連携している大阪生物多様性保全ネットワークとともに希少野生動植物の啓発を図ります。	
					生物多様性ガイドブックの作成 1,000部	生物多様性ガイドブックの作成 1,000部	☆☆☆				
2-3-7	農空間保全地域制度の推進	農空間の公益的機能を發揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地賃借等の解消手法により遊休農地の利用の促進を図りました。	104,861	遊休農地等対策 80ha	遊休農地等対策 96.6ha	☆☆☆☆	自己耕作の再開や農地の貸し借りの推進により遊休農地の解消や遊休化の未然防止が進みました。	引き続き自己耕作の再開や農地の貸し借り等による遊休農地の解消や遊休化の未然防止に努めます。		
					遊休農地の解消 52ha	遊休農地の解消 74.6ha	☆☆☆☆				

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ~良好な大気環境を確保するために~

2-4-1-1	自動車NOx・PM総量削減計画の推進(計画の進行管理)	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、2013年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画[第3次]に基づき、各種自動車環境施策を関係機関が連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	関係市町や道路管理者等と連携し、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を総合的に推進しました。また、「大阪エコカー協働普及サポートネット」においてエコカーの普及を促進しました。あわせて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計し把握しました。	10,798	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO2、SPMに係る環境基準の全局達成</li> <li>・2013年度のNOx・PMの排出量の把握</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:15,500トン、PM:760トン (2011年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO2、SPMに係る大気環境基準を全監視測定局で達成。</li> <li>・対策地域からのNOx・PM排出量の把握 NOx:14,000トン、PM:680トン (2013年度)</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:14,390トン、PM:720トン (2012年度)</p>	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2013年度はNOx・PMともに計画どおりに削減していることを確認しました。	継続的・安定的に大気環境基準を達成するよう、引き続き関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。
2-4-1-2	流入車対策の推進	府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町の対策地域を発着地として運行を行う者は、自動車NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進しました。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。度重なる改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令するとともに氏名等を公表しました。	29,792	<p>立入検査での検査台数5,000台 (バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】 立入検査台数:6,264台(2013年度末) 使用命令及びその公表30件(2013年度末累計)</p> <p>立入検査での検査台数4,500台 (バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル及び建設工事現場等で実施) 【参考】 ステッカー112.2万枚交付(2012年度末累計) 立入検査台数:2,889台(2012年度) 使用命令及びその公表16件(2012年度末累計)</p>	<p>ステッカー交付枚数:86,681枚(累計1,288,386枚) 立入検査:101回、6,718台を検査(累計451回、約34,500台) 命令・公表:4件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2014年度:0.8%)</p> <p>ステッカー交付枚数:79,945枚(累計1,201,705枚) 立入検査:111回、6,264台を検査(累計350回、約27,800台) 使用命令:15件、公表:14件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2013年度:1% ※普通貨物自動車における割合)</p> <p>&lt;参考&gt; 使用命令31件、公表30件(2013年度末累計)</p>	☆☆☆☆  ☆☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により規制の効果が発現していると考えられます。 また、指導に従わない事業者に対し使用命令を発令し公表することにより、規制の実効性を確保し、計画通り対策を推進しました。	今後とも、事業者等への立入検査・指導等の充実に努めるとともに、引き続き、警察とも連携しながら毅然とした対応を行います。
2-4-1-3	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定の整備を着実に進め、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、黄砂に関する気象情報の発表に基づき、府民に対して、今後、PM2.5の濃度が高くなる可能性があること、行動の目安について、お知らせを行いました。さらに、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めつつ、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析や東アジア規模の広域移流の状況について調査研究を行いました。また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を蓄積すること。	環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局:19局、自排局:6局、うち成分分析地点:3地点)	25,384	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理20局、うち一般局14局、自排局6局)</li> <li>・PM2.5の一層質の高い測定データの把握・蓄積を図り、国の指針に基づく注意喚起を的確に実施するため、自動測定機を一般局5局で増設。</li> <li>・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回測定)</li> <li>・黄砂に関する気象情報が2014年5月30日及び31日に発表されたため、府民に対して、今後、PM2.5の濃度が高くなる可能性があること、行動の目安について、お知らせを行った。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 測定体制 府管理14局、うち一般局10局、自排局4局(2012年度)</p>	・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理20局、うち一般局14局、自排局6局)	☆☆☆☆	府管理20局で年間通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内3地点で成分分析を行いました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、朝の注意喚起の判断方法を改善しました。大阪管区気象台から「黄砂に関する気象情報」が発表されたときはPM2.5が高濃度になる可能性があることを防災情報メールやホームページで府民にお知らせする運用に従い、「黄砂に関する気象情報」が発表された2014年5月30日及び31日には、府民にお知らせを行いました。	引き続き、PM2.5の注意喚起をより幅広く府民に行うとともに、常時監視体制の充実を図ります。また、濃度の低減を図るため、粒子状物質全体の排出抑制を着実に進めます。

2-4-1-4	大気汚染防止の事業所規制	大気環境基準を達成するため、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき工場・事業場(以下「工場等」という。)に対して大気汚染物質の排出規制を行うこと。	法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置は事前に届出させ、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん等)、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。工場等に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確認するため、届出された施設、処理施設、使用燃料等の検査を行うとともに、事業者の自主測定結果や点検結果等を報告されることにより適正な指導を行いました。また、規制基準の適合状況を確認するため、排ガスや燃料等の行政測定を実施しました。	1,848	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底</li> <li>・大阪府所管対象およそ1,400事業所に年1回以上の立入検査を実施</li> <li>【参考】2012年度の立入検査1,007件</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底</li> <li>・大阪府所管対象1,436事業所に年1回以上の立入検査を実施</li> <li>&lt;参考&gt; 立入検査件数 1,415件(2011年度) 1,007件(2012年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業所(約1,400事業所)にのべ964回の立入検査を実施</li> <li>・大規模排出事業所NOx測定 1事業所</li> <li>・使用燃料等測定 13事業所</li> <li>・ダイオキシン類排出濃度測定 3事業所</li> </ul>	☆☆	<p>アスベストに係る解体現場の立入検査を重点的に実施しました。そのため、優先度の低い事業所を2015(平成27)年度に立入検査を実施し、3年間で全数を検査することで排出基準等の遵守の徹底を図ります。</p>	
2-4-1-5	光化学オキシダント・VOC対策の推進	府民の健康を守るために、光化学スモッグの原因物質の一つであるVOC(揮発性有機化合物)の排出量を削減すること。	VOCの排出量について、法・条例による排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく自主的取組み等を促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ発令時に被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行いました。	435	<p>VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,400t/年(2011年度) 10,000t/年(2012年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 2013年度 10.2千トン</li> <li>・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2014年度 のべ673回</li> </ul>	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)	<p>工場・事業場に対し、排出量の把握や緊急時削減計画等を通じて、排出抑制を行うことができました。</p>	<p>引き続き、光化学スモッグ発令時に被害未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行います。</p>
2-4-1-6	府有施設吹付アスベスト対策事業	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。	195,227	<p>・アスベスト除去対策工事を4施設にて実施 ・空気環境測定を404箇所実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト除去対策工事を5施設にて実施 ・空気環境測定を398箇所実施</li> </ul>	☆☆☆☆	<p>アスベスト除去対策工事を5施設にて実施し、空気環境測定は398箇所実施しました。</p>	<p>引き続きアスベスト除去工事及び空気環境測定を行っていきます。</p>

2-4-1-7	アスベスト飛散防止対策等の推進及び石綿健康被害救済促進事業	府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改修・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。 また、アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。 アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出しました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出対象解体現場等へ全数立入検査</li> <li>条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査</li> <li>短期間の工事における迅速な測定</li> <li>アスベスト健康被害者の救済のための石綿健康被害救済基金に対して拠出</li> <li>法、条例改正に伴うセミナー等の開催</li> </ul> <p>【参考】届出105件 立入検査等402件(2012年度)</p>	48,683	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出対象解体現場立入件数 129件(届出108件)</li> <li>条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 483件</li> <li>迅速測定件数 18件</li> <li>石綿健康被害救済基金に47,000千円を拠出</li> <li>5月に法、条例改正に伴う説明会を府内7箇所で開催、6月に「みんなで防止!!石綿飛散 キックオフ会議」、12月に「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。</li> </ul>	☆☆☆☆	<p>届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未満の解体現場等へも建設リサイクル法の届出情報を活用して立入検査を計612件実施しました。</p> <p>また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の関係団体とともに解体工事時の事前届出と石綿飛散防止対策の実施を行う旨を周知する体制の構築を行うことができました。</p>	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、STOPアスベスト キックオフ宣言の連名者の増加を図り、適正な石綿飛散防止対策の実施を行う旨を周知します。	-
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ~良好な水環境を確保するために~									
2-4-2-1	水質汚濁防止の事業所規制	河川や大阪湾における良好な水環境の確保と有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	<p>水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して、施設の設置・変更の届出等について審査を行うとともに、BOD(水質汚濁の代表的な指標)、有害物質の排水基準や施設等の構造基準に適合するよう指導を行いました。</p> <p>また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。</p>	6,045	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施</li> <li>総量規制基準が適用される事業所のうち排水量が多い18事業所に、24時間採水検査を実施</li> <li>施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施</li> </ul> <p>【参考】工場・事業所立入件数: 864件、試料採取・分析件数: 358件(2013年度) うち51件について改善を指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準が適用される事業場や構造基準が適用される事業場等に対して、採水または立入検査を約963回実施(試料採取・分析件数:360件)</li> <li>総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(33事業場)のうち17事業場(18検体)で、総量採水検査を実施</li> </ul>	☆☆☆	当初の想定どおり、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。
2-4-2-2	総量削減計画の進行管理	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第7次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。 また、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等について、調査の実施や関係情報の収集・整理を行いました。	1,966	<p>2013年度の発生負荷量を把握する。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量 2012年度 CDC62t/日 T-N 59t/日、T-P 3.7t/日</p>	<p>2013年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2013年度) COD 60t/日、T-N 59t/日、T-P 3.6t/日</p>	☆☆☆ (2013年度のデータで評価)		

2-4-2-3	生活排水対策事業	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心イベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	288	・生活排水処理率の向上 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回 【参考】生活排水処理率94.1% (2012年度末)	・生活排水適正処理率が2013年度末で94.6%と前年度より0.5ポイント上昇(2014年度集計中) ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 13回	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)	生活排水適正処理率が向上し、イベントへの出展や街頭啓発の実施回数は目標を達成できました。	生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。	-
					・生活排水処理率の向上 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回 <参考> 生活排水処理率 93.7% (2011年度末)	・生活排水適正処理率が2012年度末で94.1%と前年度より0.4ポイント上昇(2013年度集計中) ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 12回	☆☆☆ (一部、2012年度のデータで評価)			
2-4-2-4	浄化槽整備事業の推進	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	9,983	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 57基設置 (11市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 85基設置 (5市にて実施)	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	
					・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 67基設置 (12市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 120基設置 (5市にて実施)	☆☆☆			
2-4-2-5	流域下水道事業の推進	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しました。 また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	38,024,403	下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.0% (2012年度末現在)	狭山水みらいセンターの水処理施設(20,375m <sup>3</sup> /日)運転開始。 中央水みらいセンター雨水溜水池・太平ポンプ場雨水貯留施設の合流式下水道改善施設運転開始。 寝屋川北部流域の増補幹線の単独貯留(約10万m <sup>3</sup> :1,100ha)の供用開始 (参考) 下水道普及率95.3% (2013年度末現在)	☆☆☆	施設の運転開始等により、想定される成果に向け進捗が図られていると考えられます。	引き続き、下水道普及率の向上に取組みます。	-
					下水道普及率の向上 <参考> 下水道普及率94.6% (2011年度末現在)	狭山水みらいセンターの水処理施設(20,375m <sup>3</sup> /日)運転開始。 中央水みらいセンター雨水溜水池・太平ポンプ場雨水貯留施設の合流式下水道改善施設運転開始。 寝屋川北部流域の増補幹線の単独貯留(約10万m <sup>3</sup> :1,100ha)の供用開始  下水道普及率95.3% (2013年度末現在)	☆☆☆			
2-4-2-6	大阪湾の再生に係る関係機関との連携	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。	大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。 また、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等構成)が策定する「大阪湾再生行動計画」に記載されている総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを通じ、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。 [大阪湾再生行動計画の主な施策] ○陸域負荷削減(総量規制、生活排水対策) ○海域環境改善(藻場造成、くぼ地修復) ○モニタリング(水質常時監視、大阪湾水質一斉調査、生き物一斉調査)	1,480	・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 (ワークショップ「チリメンモンスターを探そう!」等で7回予定) 【参考】2014年度のイベントへの出展回数 9回 ※「チリメンモンスターを探そう!」は、チリメンジャコに混ざっているカタクチイワシ以外の仲間を探し出すワークショップです。	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査55地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 9回	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、環境保全啓発に取り組みます。	-
					・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 ・大阪湾フォーラムの開催や環境啓発イベントへの出展 5回 <参考> イベントへの出展回数 2012年度 4回	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査55地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 6回	☆☆☆			

2-4-2-7	魚庭(なにわ)の海づくり大会	大阪湾の漁業、環境への理解を深めてもらい、「美しく豊かな大阪湾を府民一人一人の手で取り戻す」ことを、幅広い地域住民にアピールすること。	水産業に関する啓発イベントを開催し府民に参加していただくことで、美しく豊かな大阪湾を目指しました。また、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産(もん)」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進しました。	-	来場者数を10,000人以上にすること  来場者数を10,000人以上にすること	来場者数約10,000人  雨天のため中止	☆☆☆  ☆	計画通り実施できました。	来場者数を増やすため、引き続き様々な企画を行い、コンテンツを増やしていくとともに、環境意識の向上に資するよう企画等の充実に努めます。	-
2-4-2-8	漁場整備事業	藻場の造成と稚魚の餌を供給する餌料培養礁を設置し、水産資源の維持増大と海域環境の回復を図ること。	りんくうタウンの泉南市岡田浦・樽井地先海面において、既存増殖場(藻場及び稚魚等の隠れ場、育成場)の岸側に隣接して餌料培養礁44基の設置を行いました。また、造成済みの既存施設(泉佐野・田尻工区)で、海藻、魚介類、餌料生物等を調査して、増殖場の効果を把握しました。	39,500	餌料培養礁を設置し、1.0haの漁場整備を実施。 効果調査を年4回(四季調査)実施  ・藻類着生基質62基設置 ・効果調査を年4回(四季調査)実施	餌料培養礁44基を泉南市岡田浦・樽井地先に設置し、1.0haの漁場を整備を実施  ・藻類着生基質96基設置 ・効果調査を年4回(四季調査)実施	☆☆☆  ☆☆☆	計画どおり実施できました。	効果調査結果を踏まえ、今後の事業について再考します。	
2-4-2-9	大阪湾漁場環境整備事業	栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロック等を設置し、底層から表層にかけて混合水流や上昇流を発生させ、湾内の水質改善を行うとともに栄養塩を緩やかに軟化させること。	岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロックを設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図りました。	90,306	攪拌ブロックを岸和田市沖に設置し、2haの漁場環境整備を実施。  -	攪拌ブロック48基を岸和田市沖(岸和田北漁場)に設置し、2.0haの漁場環境整備を実施  -	☆☆☆  -	ほぼ計画どおり実施できました。	整備海域に対して効果調査を実施し、今後の事業の検討材料にします。	・大阪府環境審議会で委員から意見があつた大阪湾の水質改善と豊かさ(漁獲量の確保)の関係について、引き続き、検討が必要。(2012)
2-4-2-10	海底耕耘事業	海底を耕耘することで底質を改善し、漁獲量を回復すること。	泥・ヘドロが堆積している海底を耕耘することにより、酸素を供給し、微生物による有機物の分解を促進して、海底環境の改善・回復を図りました。大阪府漁業協同組合連合会が主体となり、大阪府が調整しながら事業を行いました。	-	年間作業船120隻400名で実施  年間作業船100隻実施	春と秋に2回実施して、概ね300ha以上の海底耕耘を実施 (年間作業船数は120隻400名で実施した)  春と秋に2回実施して、概ね60ha以上の海底耕耘を実施 (年間作業船数は98隻)	☆☆☆  ☆☆☆	計画どおり実施できました。	効果調査結果も参考にした事業海域を検討します。	-

## II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~

2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減とリスクコミュニケーションの推進	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るために、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。また、PRTR法及び条例の施策効果をみるために、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を行うとともに、環境濃度の高い物質が確認された調査地点において、その周辺の届出事業所に立ち入検査を行うなど、状況を確認しました。改正した化学物質適正管理指針に基づき、事業者は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した内容を管理計画書に記載し、2014年度から3年間にわたり、段階的に届出することとしており、説明会等を通じて、制度の周知を図るとともに、個々の事業者に対して、管理計画書の作成・届出に対する指導・助言を行い、事業者による化学物質の自主的管理の強化を図りました。さらに、府域の事業者等を対象に、化学物質の排出抑制のための対策や災害時に備えた対策等について紹介するとともに、大阪府化学物質管理制度のさらなる周知のために、化学物質対策セミナーを開催しました。	376	環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。  【参考】PRTR法に基づく届出件数1,645件(2012年度実績) 条例に基づく届出件数1,374件(2012年度実績) 環境リスクの高い化学物質の排出量11,200トン(PRTR法対象物質4,362トンを含む)(2012年度実績) 改正した化学物質適正管理指針に基づき、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理を促進  化学物質対策セミナー 1回開催(2013年度)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,614件、条例1,340件 ・化学物質対策セミナー開催: 1回(449人参加) ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,300トン(PRTR法対象物質4,497トンを含む)(2013年度実績) ・改正した化学物質適正管理指針に基づき、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理を促進  化学物質対策セミナー 1回開催(2013年度)	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)	・想定どおり、PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の自主的な管理を一層促進しました。また、化学物質対策セミナーを開催し、事業者による化学物質の排出削減や災害時に備えた対策や周知を行うことができました。 ・大規模災害に備えた環境リスク低減対策について、説明会の開催等を通じて、制度の周知を図るとともに、対象事業者に管理計画書を提出を求めるにより、事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ることができました。 ・今後も引き続き、事業者等による環境リスク低減対策の促進が必要と考えられます。	・引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るために、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。 ・大規模災害に備えた環境リスク低減対策については、引き続き、説明会等を通じて、制度の周知を図るとともに、個々の事業者に対して、管理計画書の作成・届出に対する指導・助言を行い、事業者による化学物質の自主的管理の強化を図っていきます。  ・災害時の化学物質リスク低減の自主管理の指導は、リスク管理の質を高めることで、とてもよい。このことの効果が、何らかのデータで表現され、積極的に評価できればと思う。災害時リスク管理を計画に取り入れた事業所数など、何か指標は無いか。(2014)
2-4-3-2	大阪エコ農業の推進	農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性との調和など農業経営面の採算性に留意した大阪エコ農業を推進すること。	近年、農業による環境負荷の軽減が課題となっており、特に、化学合成された農薬及び肥料の使用量の低減に取り組む生産者支援のため、農薬の使用回数と化学肥料の使用量を慣行栽培の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。また、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対して交付金を直接支払うことで、環境に配慮した「大阪エコ農業」を促進しました。さらに、「大阪エコ農業」を推進する上で必要となる、病害虫の発生及び制御に関する研究等を行いました。 (環境に貢献する取組みの例) ・カバーロップの作付け(水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする) ・有機農業(生物農業の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う)	19,703	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加  <参考> PRTR法に基づく届出件数: 1,670件(2012年度) 条例に基づく届出件数: 1,368件(2012年度) 環境リスクの高い化学物質の排出量11,400トン(PRTR法対象物質4,481トンを含む)(2012年度実績) 府条例の化学物質適正管理指針を改正し、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理を促進  化学物質対策セミナー 1回開催(2012年度)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,636件、条例1,364件 ・化学物質対策セミナー開催: 1回(参加者483人)化学物質の管理、災害時のリスク低減について説明 ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,000トン(PRTR法対象物質4,623トンを含む)(2011年度実績) ・府条例の化学物質適正管理指針を改正し、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理を促進  化学物質対策セミナー 1回開催(2012年度)	☆☆☆ (一部、2012年度のデータで評価)	大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。	引き続き環境負荷の軽減した技術の啓発に努めます。
2-4-3-3	土壤・地下水汚染対策の推進	土壤汚染の早期発見、汚染土壤の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壤汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壤汚染による府民の健康影響の防止を図るために、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、引き続き土地の所有者等が行う土壤汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壤汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	911	土壤汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導  【参考】形質変更届出件数: 55件(2013年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主): 14件(2013年度)	報告された調査・対策が適切な内容になるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また有害物質を使用している事業場に対して、土壤・地下水汚染の未然防止策について指導しました。  【参考】 ・形質変更届出件数: 48件 ・特定施設廃止件数(調査義務指導): 15件 ・調査結果報告件数: 11件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。

III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

3-1	騒音・振動の防止	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況やを把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図りました。また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に対策の推進を働きかけました。さらに、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	14,336	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車騒音調査 10町村域について実施</li> <li>航空機騒音調査(常時及び随時) 7箇所で実施</li> <li>市町村研修会 年間2回開催</li> </ul> <p><b>【参考】自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.7% (2013年度)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿道における環境保全目標の達成率が向上(2013年度93.7%)</li> <li>航空機騒音の測定を、 通年測定:3地点 短期測定:4地点</li> <li>において実施。うち環境基準達成地点4地点。 市町村研修会 年間3回開催</li> </ul>	☆☆☆	<p>道路沿道における環境保全目標の達成率が改善傾向で推移(2013年度 93.7%、評価戸数877戸)</p> <p>航空機騒音の環境基準達成状況についても計画通り把握を行いました。</p>	引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。
					<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通騒音調査 10町村域について実施</li> <li>航空機騒音調査(常時及び随時) 7箇所で実施</li> <li>市町村研修会 年間2回開催</li> </ul> <p><b>&lt;参考&gt;</b> 道路交通騒音に係る環境基準の達成率:93.5% (2011年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿道における環境保全目標の達成率が向上(2012年度93.6%)</li> <li>航空機騒音の測定を、 常時測定:3地点 随時測定:4地点</li> <li>において実施。うち環境基準達成地点4地点。(2012年度) 市町村研修会 年間3回開催</li> </ul>	☆☆☆		
3-2	沿道環境改善事業	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図る。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	227,400	<p>沿道環境の改善 <b>【参考】排水性舗装の施工実績 10.9万m<sup>2</sup>(2012年度) 7.1万m<sup>2</sup>(2013年度)</b></p>	排水性舗装の施工実績 5.9万m <sup>2</sup> (2014年度)	☆☆☆	<p>2013年度は7.1万m<sup>2</sup>の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。</p>	今後も引き続き、取組みを継続します。
					—	—	—		
3-3	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けて、府民が実感できるみどりの軸線の拡大を図るとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったみどりづくりの取組みを推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内に設定した路線延長約200kmの「みどりの風促進区域」において、 ①民間寄付等、企業とのタイアップによる沿線民有地の緑化促進 ②民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)等による緑化誘導 ③既存の河川道路緑化事業による公共緑化により、緑化を促進しました。 「みどりの風促進区域」の沿線民有地において、企業・府民が主体となり連続した緑化による街並み形成を進める「企業・住民とつくるグリーンストリート支援事業」を行いました。 </li> </ul>	12,121	<p>みどりの風促進区域での緑化推進 (樹木による緑化、プランター緑化等)</p>	<p>みどりの風促進区域内での緑化推進 ・民有地緑化実施箇所 2014年度 29地区 約230本</p>	☆☆	<p>グリーンストリート支援事業により促進区域内において民有地緑化を実施しました。</p> <p>グリーンストリート支援事業のうち、まとまりや連続性のある緑化空間を創出する事業メニューについては、4件の実施を予定していたが1件しか実施できず、想定どおりの進捗になりませんでした。</p>	グリーンストリート支援事業等により、引き続き波及効果や緑視効果の高い緑化拠点の整備を行い、地域住民・民間企業の緑化意欲のさらなる普及・拡大に努める。
					<p>みどりの風促進区域での緑化推進 (2013年度末植栽目標1,600本)</p>	<p>みどりの風促進区域内での緑化推進 2013年度植栽実績 2,500本 ・民有地緑化実施箇所 27地区 約1,600本 ・公共緑化実施箇所 約900本</p>	☆☆☆☆		
3-4	府道緑化事業	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施しました。また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めました。	827,340	<p>街路樹の更新・補植 高木:681本 低木:9833本</p>	<p>主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。 (植栽本数)高木:478本、低木:約29,300本</p>	☆☆☆	<p>想定どおり樹木更新作業を含めた植栽工事・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。</p>	今後も引き続き、取組みを継続します。
					<p>主に重要路線の街路樹更新 高木:1,000本 低木:100本</p>	<p>主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。 (植栽本数)高木:960本、低木:約20,000本</p>	☆☆☆		

3-5	まちの緑視率の公表	大阪のみどりの状況を府民にわかりやすく知らせるとともに、実感で見るみどりを増やす行動へつなげるため、「まちの緑視率」を調査公表する。	みどりの風促進区域内12路線上にある85か所および通天閣や梅田スカイビルなどのタワーや高層ビル計9か所の合計94か所からまちのみどりを撮影、2013(平成25)年度に府が策定した「緑視率ガイドライン」により緑視率を調査しました。	-	まちの緑視率調査、公表 【参考】2013年度末時点 64地点	みどりの風促進区域やタワー・高層ビル等鳥瞰ポイントにおける緑視率調査 ・みどりの風促進区域:85地点 ・鳥瞰ポイント:9地点	☆☆☆☆	2013年度から新たに30地点を追加し、緑視率調査を実施しました。	事業実施箇所やみどりづくりに変化があった地点を中心に引き続き調査に取り組む。	
					-	-	-			
3-6	ヒートアイランド対策手法検討事業	ヒートアイランド現象の緩和を目指し、対策を推進すること。	深刻さを増す暑熱環境の悪化による人への熱ストレスを軽減するため、緑化等の府内のヒートアイランド対策手法の検討を行いました。	3,500	・緑化効果の数値評価 ・暑熱環境の改善に適した街路空間の提案	・ヒートアイランド現象等に起因する暑熱環境に適応するためには効的な緑化手法の効果を定量的に評価する手法の検討を行い、適応策として効果的な緑化手法の研究を行いました。 ・街路空間を対象に熱環境の観測を行い、緑化による熱ストレスの軽減効果について検証しました。 ・これらの結果等を踏まえ、街路空間においてヒートアイランド現象の適応策として効果的な緑化手法をとりまとめた。	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	・ヒートアイランド対策として、都市における緑地等を増やすことに加え、ヒートアイランド現象の原因となる排熱を抑えることや有効利用することに関する対策も必要(2012)	
					-	-	-			
3-7	一園一室木のぬくもり推進モデル事業	保育園や幼稚園等の床や壁といった内装の木質化を促進することで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用の拡大により良好な環境の保全に資すること。	内装の木質化を実施し、その効果等を広くPRしていただける認可保育所(認定こども園を含む)に対して補助を行いました。子どもの育成環境の向上を図り、森林の大切さや木材に対する理解を深めてもらうとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な環境の保全につながりました。	2,495	一園一室木質化運動の推進 保育園3園	保育園3園の内装を木質化	☆☆☆	保育園を3園、木質化し、木質化運動を推進することができます。	引き続き、保育園の内装木質化を推進し、子どもの育成環境の向上、木材利用の拡大等に努めます。	
					-	-	-			
3-8	泉佐野丘陵緑地整備事業	緑豊かで良好な住環境を備えた都市を創造するため、多様な主体の参画による公園や緑地の保全・育成・創出を図ること。	「府民と育てる緑地づくり」を行うにあたり、大阪府が整備すべき最低限の基盤施設としての整備工事を行いました。	160,712	園路整備・管理柵設置工事 等	開園に向けた施設工事及び追加開設に向けて工事を行いました。 ・パークセンター外構工事 ・安全対策施設等設置工事	☆☆☆	開園に向けた施設整備、安全対策等の整備を行い、開園することが出来ました。	開設区域の維持・管理と残区域の開設に向けて、引き続き整備を行います。	
					基盤整備・施設整備 等	2014年度の開園に向けて、以下の公園整備事業を推進しました。 ・パークセンター建築工事 ・駐車場及び進入路整備工事 等	☆☆☆			
3-9	生駒山系花屏風構想の推進	府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、生駒山系を府民に愛される自然資源として整備し、府民の森林への関心を高め、また、放置森林への理解を深めること。	大阪の市街地から見渡せる生駒山系を花屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい郷土種の樹木等を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備しました。	497	目標植栽本数 500本	森林所有者等の協力により、2014年度において702本の植栽を実施し(ヤマザクラ、アジサイ、コブシ、モミジ等)、生駒山系の景観形成に努めることができました。 植樹や植栽木の維持管理は府民協働により実施しました。 <参考> 植樹済本数7,308本(2014年度末現在)	☆☆☆	サクラ類等の植樹により、生駒山系の景観形成に努めることができます。	引き続き生駒山系の景観形成に努めます。	
					目標植栽本数 500本	森林所有者等の協力により、2013年度において1,149本の植栽を実施し(ヤマザクラ、ミツバツツジ、クヌギ、モミジ等)、生駒山系の景観形成に努めることができます。 植樹や植栽木の維持管理は府民協働により実施しました。 <参考> 植樹済本数6,606本(2013.3現在)	☆☆☆			

3-10	公立小学校の芝生化の推進	府民がみどりを実感できる緑化、府民活動による緑化を推進するため、校庭芝生が適切に維持管理され、地域活性化につながるよう、芝生の維持管理を行う人材を育成し、芝生化が普及・定着すること。	芝生化実施校において、芝生の維持管理を担う地域団体に、管理方法や組織づくりに関する知識を身につけていただくため「おおさか芝生教室」を開催しました。	8,133	「おおさか芝生教室」を35回開催	・「おおさか芝生教室」は31回開催	☆☆☆	芝生づくりを通じて、都市部における緑化空間の確保、子どもの環境教育機会の提供が図られるとともに、地域団体の参画が促進され、地域活動センターの設置など他の地域づくりのきっかけとなりました。	各学校の芝生の整備・維持管理を行う実行委員会の自立化に向け民間主導の支援にシフトしていきます。	
					「おおさか芝生教室」を33回開催	・「おおさか芝生教室」は34回開催	☆☆☆			
3-11	オアシス構想の推進	オアシス構想の新たな取組方向の将来像である「大阪の農業・農空間を守り、育てるオアシス」をめざすため、府民とともに、ため池・水路を中心とする農空間を保全・活用する地域づくりに取り組みました。 地域のコミュニティ(水利組合、自治会、ボランティア等)とともに、府民の自主的な参画のもとで環境保全活動を行うなど、地域に親しまれるため池・水路環境づくりを進めました。	ため池・水路を中心とした水辺環境の保全・創造と地域づくりを推進すること。	-	地域との協働による水辺の清掃活動や、水生生物の観察会等の環境学習活動の支援	・府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上 ・府内4地区で水路整備事業を実施、1地区の整備を完了 ・府内16地区でため池整備事業を実施、3地区の整備を完了	☆☆☆	農空間の資源の保全・活用と地域力の向上が図れました。	引き続き農空間の資源の保全・活用と地域力の向上に努めます。	
					ため池・水路等の整備 25地区	・府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上 ・府内4地区でいきいき水路整備事業を実施 ・府内19地区でため池整備事業を実施、6地区の整備を完了	☆☆☆			
<b>IV その他(横断的施策・事業)</b>										
4-1	環境影響評価制度	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント業務を行うこと。	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき事業者が事業の前に実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行うとともに、縦覧等の手続きを行いました。	904	環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導 【参考】2013年度に指導を行ったアセスメント図書 5件	事後調査計画書1件について、事業者に対し計画書の作成についての指導を行うとともに、縦覧等の手続きを行いました。 (縦覧に供した事後調査計画書) ・大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業に係る事後調査計画書	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導を行います。	
					環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導	環境影響評価書等5件について、事業者、都市計画決定権者に対して、府民にとって分かりやすい図書になるよう、提出前に指導を行いました。 ・指導を行った図書 よみうり文化センター(千里中央)再整備事業に係る環境影響評価書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書 大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査計画書 よみうり文化センター(千里中央)再整備事業に係る事後調査計画書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査計画書	☆☆☆			

4-2	市町村への権限移譲	府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪発地方分権改革ビジョン(2009年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	府から移譲した権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受け入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。	-	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての情報交換会を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	・悪臭防止法に係る規制基準設定事務等を島本町、田尻町、千早赤阪村へ権限移譲する(2015年4月)ため、ガイダンスを実施 ・ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等を門真市へ権限移譲する(2015年4月)ため、ガイダンスを実施 ・権限移譲市町村を対象に研修会、法令改正説明会を実施(全6回) ・サポートチームによる支援の実施	☆☆☆	既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、法令研修に加え事例研修やグループワーク等により具体的なフォローを行います。また、新たに移譲を受け入れる市町村についてはガイダンスや研修生の受け入れなどによりスマートな権限移譲に努めます。	
					市町村を対象にした技術的支援	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、土壤汚染対策法などを熊取町へ権限移譲し、ガイダンス(1回)を実施 ・権限移譲市町村を対象に研修会、情報交換会を実施(全6回) ・研修生の受け入れ(延べ4ヶ月) ・サポートチームによる支援の実施	☆☆☆		
4-3	環境技術コーディネート事業	大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。	先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を支援するなど、府内の中小・ベンチャー企業に対し環境分野の技術支援を行いました。	645	・おおさかエコテック技術評価 5件 ・セミナー開催・展示会出展等 3回 ・メールマガジンの発行 40件	技術選定:4件 セミナー等:2回 展示会出展:5回 メールマガジン発行:30回	☆☆☆		
					・技術選定 5件 ・環境技術セミナーの開催 3回  ※年度当初にウェブサイトアクセス数の取組指標値を記載していたが、当該年度中にシステムが変わり過年度との比較評価が可能なデータを取得できなくなつたことから、普及の実績としてはセミナー等出展及びメールマガジン発行件数を記載することとした。	技術選定:6件 セミナー等:4回 展示会出展:4回 メールマガジン発行:36回	☆☆☆☆	中小企業支援機関との連携等により、4件の環境技術・製品がおおさかエコテックに選定されました。また、ENEX2015(東京)など発信力の高い展示会に出展するなど、おおさかエコテック選定技術・製品の普及の取組を強化しました。	引き続き中小企業支援機関等との連携のもと新たな環境技術を発掘するとともに、メールマガジン・ホームページ・展示会・セミナーなど様々な媒体の活用によっておおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援していきます。

4-4	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」「環境人材育成等の推進」の取組みを新たに実施しました。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、節電のはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めました。また、広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、カワウ対策検証事業を実施するとともに、ニホンジカについても、被害状況の把握や広域的な対策の検討を行いました。	12,355	<p>(温暖化対策)        ・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等を実施する。        ・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。        (生態系の保全)        ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる(連合管内2地域で実施、うち府内は1地域)。        ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討を行う。</p>	<p>広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組が進められました。        (温室効果ガス削減)        ・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組を実施しました。        ・大阪府内のエコオフィス宣言登録事業所は484事業所(2014年度末現在)となりました。        ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞5件を選定しました。        ・2012年6月より開始した関西スタイルエコポイント事業は、ポイント付与対象商品・サービスは4社13件(2014年度末)となりました。        ・電気自動車充電マップの更新、広域観光モデルルートの提案および観光統一キャンペーンの実施、共通化した充電インフラの導入努力や事業者等への推奨、写真コンテストの開催などにより、EVの普及促進対策を図りました。        ・カーボン・オフセット制度については、クレジット調査検討作業チームにおいて、「統一したクレジット」の導入の可能性及び既存制度の活用について検討しました。        (カワウ対策)        カワウ広域保護管理計画に基づき、カワウ対策検証事業を実施しました(大阪府、兵庫県)。</p>	☆☆☆	<p>・広域環境保全計画に基づき、各分野における広域的な取組が進められました。        ・関西広域環境保全計画の第Iフェーズの最終年度として、これまでの事業の成果・課題を整理し、2014年度からの第IIフェーズに向けた新たな取組の検討を進めることができました。</p>	<p>(温室効果ガス削減)        ・電気自動車の普及促進については、更なる普及のため、引き続き充電インフラの整備促進に努めます。</p>
4-5	環境マネジメントシステムの推進	府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。	「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふちょうエコ課計簿を活用して、PDCAサイクルを実施するなど、環境マネジメントシステムの運用に組織的に取り組みました。	12	<p>・ふちょうエコ課計簿を活用した所属単位での取組みの促進        ・内部環境監査及び外部アドバイスによる取組みの点検、評価        ・モットキット通信による職員への取組み周知</p>	<p>・エコ課計簿研修会        4回        ・内部環境監査        27所属で実施</p>	☆☆☆	<p>・環境配慮活動を推進するため、ふちょうエコ課計簿活用の周知を行いました。</p>	<p>所属で取り組んでいる環境配慮の取組みを広く周知し、環境配慮活動を広げていきます。</p>